

令和8年度の基本使用水量(契約水量)の減量について

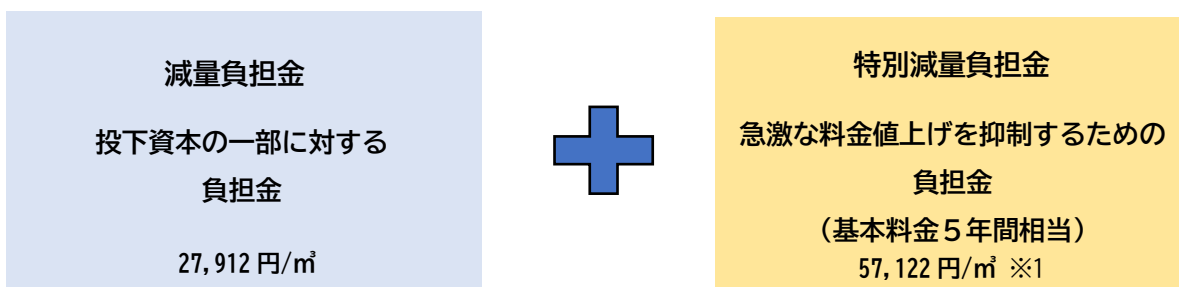
令和8年度に3万m³/日の減量を実施します。

- 減量を実施する受水事業所は減量負担金及び特別減量負担金を負担
- 一括減量（令和8年度）と分割減量（令和8年度～令和10年度）の選択制
- 実給水率（令和4年度～令和6年度の平均）が20%未満の受水事業所に減量枠を優先的に配分

1 お支払いいただく負担金(減量を実施する受水事業所のみ)

- ・ 減量負担金
減量水量 m³/日 × 負担金単価
- ・ 特別減量負担金
減量水量 m³/日 × 基本料金5年間相当

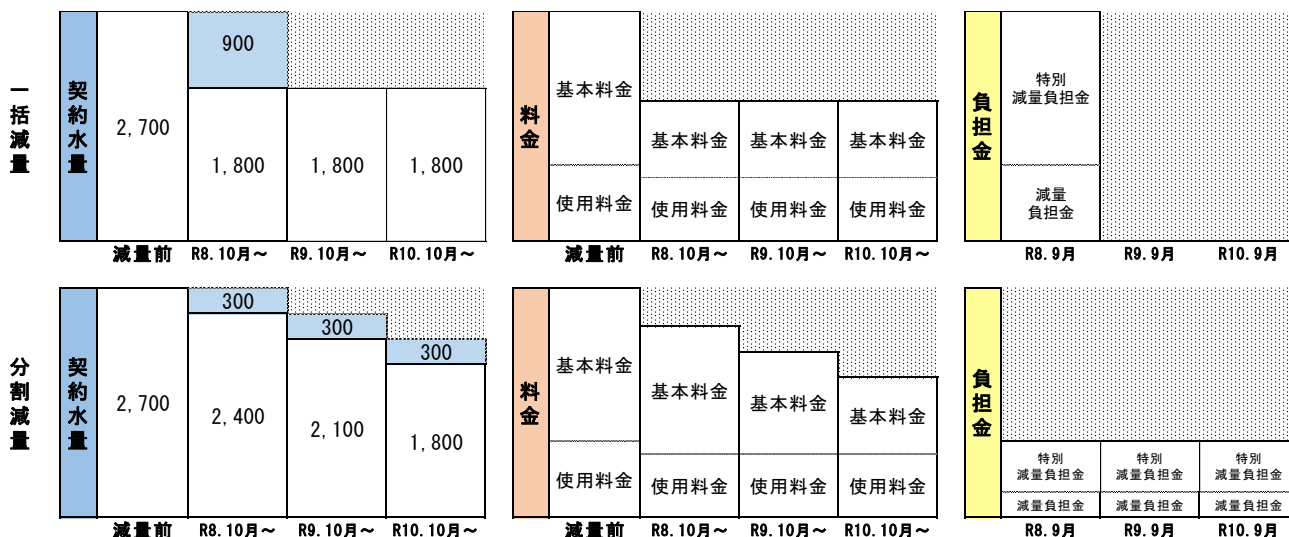
<減量に係る負担金のイメージ>



※1 減量水量m³/日×57,122.5 円/m³（基本料金 31.3 円/m³×365 日×5 年）で算定し、1 円未満を切り捨てます。

2 一括減量と分割減量

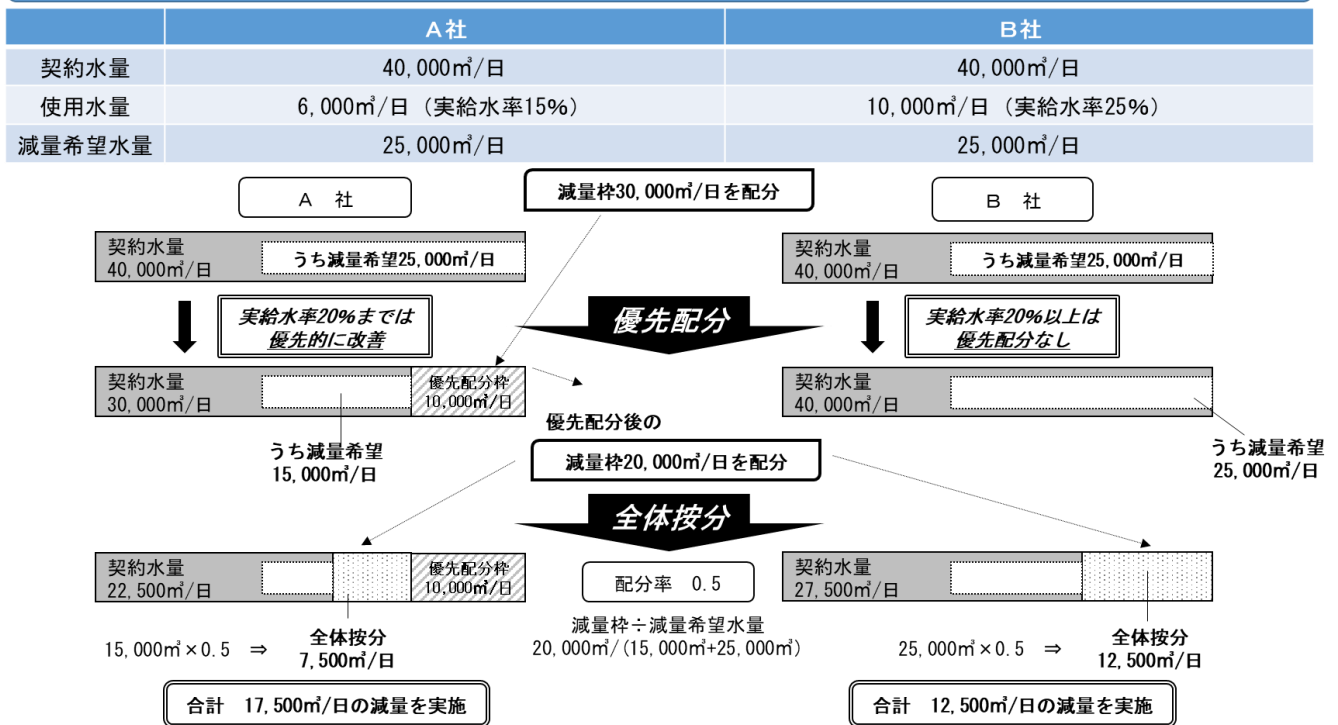
- ・ 『一括減量』と『分割減量(3年間を限度とする段階的な減量)』の選択制
- ・ 減量総量の各年毎の割振りは、受水事業所が設定
- ・ 一括減量の場合は、減量負担金と特別減量負担金を一括で支払い
- ・ 分割減量の場合は、減量する水量に応じ減量負担金と特別減量負担金を各年毎に分割して支払い



3 減量枠の優先配分

- 令和4年度～令和6年度までの3か年平均で、実給水率 20%未満の受水事業所について、20%となる契約水量までは優先的に減量枠を配分

実給水率20%未満の受水事業所に減量枠を優先的に配分（イメージ図）



4 今後のスケジュール(予定)

- 令和8年度
 - 4月下旬：受水事業所あて減量希望調査の送付
 - 5月下旬：企業団あて減量希望調査の回答の提出
 - 6月下旬：受水事業所あて減量水量内示書の送付
 - 7月中旬：企業団あて給水申込書(変更)、分割減量申込書の提出 (分割減量を希望される場合)
 - 8月下旬：受水事業所あて決定通知書、納入通知書の送付
 - 9月下旬：負担金納付
 - 10月：減量実施
- 令和9年度（分割減量の場合）
 - 9月下旬：負担金納付
 - 10月：減量実施
- 令和10年度（分割減量の場合）
 - 9月下旬：負担金納付
 - 10月：減量実施